

侵略的外来種リスト（仮称）作成の目的と概要

目的

平成 20 年 6 月に「生物多様性基本法」が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、各主体の責務や生物多様性国家戦略の策定等が規定された。本法に基づき策定された生物多様性国家戦略 2012-2020 には、外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の 1 つとして位置づけられている。また、平成 22 年に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決議された「愛知目標」においても個別目標 9 において「2020 年までに侵略的外来種及びその定着経路が特定される」等が掲げられている。

侵略的外来種リスト（仮称）は、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的としている。具体的には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種をリスト化し、最新の定着状況や侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意点等についての情報をわかりやすく示すものである。

本リストはこれらのことで、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用し、更に以下の外来種対策に資するものである。

- 外来種問題に係る各主体への理解促進と協力要請
- 計画的かつ効果的な防除の推進
- 国内由来の外来種対策の推進
- 非意図的導入による外来種の侵入予防と早期対応
- 特定外来生物の適切な指定

基本的な考え方

- 侵略的外来種リスト（仮称）は、今後策定する外来種被害防止行動計画（仮称）の中核的な施策として位置づけられ、特定外来生物等の指定や今後の防除の推進、その他の外来種対策等の基礎となるものである。
- 本リストでは、特に侵略性が高く、我が国において生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種を特定するものである。
- 本リストに掲載される種は、生物多様性条約 8 条(h)（生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。）に則り、侵入や拡大の防止のための予防や防除等の対策が必要とされる。

- 特に侵略性が高く、我が国において生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種のうち、現状では代替物がない等のやむを得ない理由で、利用されている種については、利用者の理解と協力のもとに、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及を促す（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）。
- 本リストは、継続的・定期的にリストの見直し・追加及び関連情報の更新を行う。
- リストの名称は、こうした考え方に合致し、また多くの人に理解されやすい名称を検討することとする。

掲載種の付加情報の整備について

リスト掲載種については、基礎資料として、生物学的特性も含めた侵略性の高さ等をできるだけ客観的に示すとともに、注意喚起を促すため、これまでの定着段階や対策の方向性等についての情報の充実・整理を行い、普及啓発を図るものとする。なお、現状では代替物がない等のやむを得ない理由で利用されているが、管理を徹底することにより生態系等への被害を防止できる種については、管理において必要な手法、条件等の情報についても記載する。